

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症
検査費用補助金の補助対象者の拡充について

皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止について、日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、県では、福祉施設等の自主検査に対する補助制度を創設し、人の移動が多くなる年度替わりの期間、感染の懸念がある地域を訪問した職員や家族等に補助対象を拡充していたところです。

さらに、この度、松山市内でクラスターが発生したことを踏まえ、高齢者施設等への感染拡大を防止するため検査補助対象者を次のとおり再拡充することとしましたので、お知らせします。

記

【今回拡充する補助対象者】

期間：3/25（木）～当面の間

内容：クラスターによる感染拡大防止のため、集中的に検査が行われるよう『その他県が必要と認める職員』として、次に掲げる者を認める。

○対象期間中に、感染拡大防止のため、施設等が検査が必要と判断した職員

（参考）【既に拡充した補助対象者】

期間：3/15（月）～4/18（日）

内容：『その他県が必要と認める職員』として、次の二つを認める。

①引越、就職、研修、冠婚葬祭等のやむを得ない理由により、本人又は同居者（帰省中の家族を含む）が、感染が懸念される地域（※）と往来した職員（本人又は同居者等が帰県後、1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）

②対象期間中に、県外から転勤又は就職した職員

※令和3年2月末現在で、緊急事態措置を実施すべきとされていた10都府県

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護事業者係

TEL: 089-912-2432（係直通）

E-Mail: choujukaigo@pref.ehime.lg.jp